

路外駐車場設置 (変更) の届出



目 次

第1	届出が必要な駐車場	1
第2	路外駐車場の届出関係	2
1	路外駐車場を設置するために関係のある法令	
2	路外駐車場の開設の届出関係	
3	管理規定の届出関係	
4	路外駐車場変更等の届出関係	
第3	路外駐車場の構造及び設備の基準	12
1	法規上、自動車の出口及び入口を設けることのできない道路等の部分	
2	出口及び入口の構造に関する基準	
3	車路等の基準	
4	駐車区画	
第4	様式関係	
	・路外駐車場設置(変更)届出書(様式第1号)	
	・路外駐車場休止届(様式第2号)	
	・路外駐車場再開届(様式第3号)	
	・路外駐車場廃止届(様式第4号)	
	・路外駐車場管理規程届出書(様式第5号)	
	・路外駐車場管理規程変更届出書(様式第6号)	

第1 届出が必要な駐車場

都市計画区域内において、次の3条件のすべてにあてはまる駐車場が該当します。

このような駐車場を設置する場合、あらかじめ該当駐車場が所在する市長に設置の届出が必要です。また、既に届け出てある事項を変更しようとするときも同様です。

① 道路の路面外に設置される自動車、自動二輪車の駐車のための施設であって一般公共の用に供される駐車場

一般公共の用に供されるものとは、不特定多数の者が駐車場管理者が定める管理規程に基づく営業時間内において、自由にこれを使用できる状態にあるもので、恣意的に特定の者の利用を拒むことができないものです。

※該当するかどうかについては個別にご相談ください。

② 一般公共の駐車場の用に供される部分の面積が500㎡以上の駐車場

駐車区画の面積（自動車と自動二輪車の合計）が500㎡以上の駐車場が該当する。

駐車場の設計にあたっては駐車場法施行令その他の法令等に定める構造、設備の基準に適合していなければなりません。

また、駐車場が建築物である場合は建築基準法の適用があります。

面積の算定は、自動車、自動二輪車が駐車し、格納される部分の合計です。車路や自動車用エレベーター等の部分は除外します。ただし、構造上車路と駐車区画の区分が判然ない場合は合算することになります。

特殊駐車装置（エレベーター式、機械式）を用いる駐車場は、各パレット（台車）の面積に台数をかけた面積となります。ただし、算定しにくい場合（自動車）は、普通車15㎡、小型車（中・小型車）用12㎡とみなして算定します。

③ 利用者から時間駐車料金を徴収する駐車場

定期（月極）駐車のみを扱い、時間貸しをしない有料駐車場は該当しません。

※時間貸し（半日貸し、一日貸しなどを含む）の有料駐車場が該当する。

第2 路外駐車場の届出関係

1 路外駐車場を設置するために関係のある法令

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| ① 基本法 | 駐車場法、同法施行令、省令 |
| ② 建築物駐車場の場合 | 建築基準法、同法施行令、建築基準法施行細則、消防法等 |
| ③ 大規模建築物に附置する駐車場 | 市の駐車場条例（附置義務） |
| ④ その他 | 道路法、道路交通法、福祉のまちづくり条例、同条例施行規則等 |

2 路外駐車場の開設の届出関係

(1) 路外駐車場設置の届出〔法第12条〕

第1に該当する駐車場を設置するときは、駐車場法（昭和32年法律第106号以下「法」という。）等で規定しているようにあらかじめ、駐車場が所在する市長に届け出なければなりません。

(2) 届出の事務手続

- ① 駐車場を設置しようとする者（以下「駐車場管理者」という。）は、届出に必要な書類等について、市の駐車場担当課と事前打合せを行ってください。
- ② 市の駐車場担当者（以下「担当者」という。）は、必要に応じて、現地確認を行います。
- ③ 駐車場管理者は、必要書類を2部作成し、市の駐車場担当課へ提出してください。
- ④ 担当者は、書類審査の上、受理印を押した書類1部を駐車場管理者にお返しします。
- ⑤ 駐車場管理者は、担当者と駐車場の現地検査の日程を打合せしてください。
- ⑥ 担当者は、駐車場の竣工後、現地検査を行います。

※ 設置届を提出される際には、駐車場担当課との協議に併せ、市の福祉のまちづくり担当課へ福祉のまちづくり条例関係の協議を行ってください。

(3) 設置届出に必要な書類

		必 要 書 類	建築物の場合	建築物でない場合
設 置 届 出 関 係		○設置届出書	2	2
		○位置図（1/10，000以上の地形図等）	2	2
		○平面図〔出入口のある階〕（1/200以上）	2	2
		〃〔2階以上の場合は各階〕（1/200以上）	2	
		① 路外駐車場の区域（赤実線）		
		② 周辺道路等の状況（路外駐車場の付近の道路、バス停、横断歩道、交差点その他駐車場法施行令に定められているものを記入する）		
		③ 場内の設備（事務所、料金徴収所、照明等）を、各階別に記入されたもの		
		④ 駐車区画 ア 一般公共の用に供する駐車区画を赤実線で、それ以外の部分の駐車区画を緑実線で囲み、それぞれ一連番号を各階の駐車区画の寸法が同一の場合は、各階1駐車区画に記入する。 イ 駐車区画の寸法を記入する。ただし、各階の駐車区画の寸法が同一の場合は、各階1駐車区画に記入する。		
		⑤ 車路 イ 車路動線を赤色矢印で記入する。 （例 →、⇨） ロ 車路幅員を赤字で記入する。ただし、各階の車路幅員が同一の場合は各階1箇所に記入する。 ハ 特殊駐車装置の場合は前面空地の幅員、奥行を記入する。		
		○立面図〔2面以上〕（1/200以上）	2	
		○断面図〔2面以上〕（1/200以上）	2	
		○屈曲部（半径）、傾斜部（勾配）の詳細図（1/200以上）	2	
		○換気計算書	2	
	○照度計算書	2		
	○建築確認通知書の写し	2		
	○建築検査済証の写し	2		
	○機械式駐車施設の場合	○大臣認定書の写し ○仕様図又は全体組立図	2 2	

※書類は全てA4判で作成してください（図面で特大のものはA4に折ってください。）

3 管理規程の届出関係

(1) 管理規程の届出〔法第13条〕

上記路外駐車場を開設するときは、業務の運営の基本となる管理規程を定め、営業開始後10日以内に駐車場が所在する市長に届け出なければなりません。

管理規程に定めるべき事項

- ① 路外駐車場の名称
- ② 路外駐車場管理者の氏名及び住所
(個人：氏名及び住所)
(法人：法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)
- ③ 路外駐車場の供用時間に関する事項
休業日
一日における供用時間の開始及び終了の時刻
- ④ 駐車料金に関する事項
確定額で定める
*駐車料金の額の基準は、次の全ての要件をみたすものでなければなりません。
ア 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額を越えないこと
イ 自動車を駐車させる者に対し不当な差別取扱となる額でないこと
ウ 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること
- ⑤ 路外駐車場の供用契約に関する事項
路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むこと
- ⑥ 国土交通省令で定める事項
路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

※5頁以下に路外駐車場管理規程（例）を掲載していますので、参照してください。

(2) 届出の事務手順

- ① 駐車場管理者は、必要書類を2部作成し、市の駐車場担当課へ提出してください。
- ② 担当者は、書類審査の上、受理印を押した書類1部を駐車場管理者にお返しします。

(3) 管理規程届出に必要な書類

	必 要 書 類	建築物の場合	建築物でない場合
管 理 規 程	○管理規程届出書	2	2
	○管理規程	2	2
	○定期（月極）駐車契約書（定期契約部分がある場合）	2	2
	○業務（管理）委託契約書（委託する場合）	2	2

***駐車場管理規程（例）

1 名 称

***駐車場

所 在 地 市 区 町

2 管理者の住所 氏名

法人の所在地 市 区 町

法 人 名 ***駐車場株式会社 Tel () —

代 表 者 名 取締役社長 ○○ ○○

住 所 市 区 町

Tel () —

第1章 総 則

第1条 （通則）

本駐車場の利用に関する事項は、この規程による。

第2条 （契約の成立）

利用者は、この規程を承認のうえ駐車場を利用する。

第3条 （営業時間）

駐車場の営業時間は、毎日午前 時から午後 時まで。

ただし、入出庫取扱時間は毎日午前 時から午後 時まで。

第4条 （営業休止等）

当社は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業停止、駐車場の閉鎖、車路の通行止、駐車した自動車（駐車場法第2条第4号に定める自動車。以下「車両」という。）の退避等を行うことがある。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他事故が発生したり、発生するおそれがある場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でない場合
- (3) 工事、清掃、消毒を行うため必要がある場合

第5条 (駐車することができない自動車)

積載物又は取付物を含めて長さ5メートル、幅2メートル、高さ2.1メートル、重量2トンを超える自動車は、駐車場に駐車することができない。

第2章 利 用

第6条 (駐車場の入出庫等)

利用者が入出庫するときは、駐車場入口管理事務所において車両保管の証としての入出庫時間整理票の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫する。

- 2 利用者が出庫するときは、駐車場出口管理事務所において係員に入出庫時間整理票を返納し、駐車料金を納付し、出庫する。
- 3 定期駐車券による利用者は、定期駐車券の確認を受けたのち入出庫する。
- 4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することがある。

第7条 (駐車位置の変更)

駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることがある。

第8条 (駐車場内の通行)

利用者は駐車場内の車両通行については、道路交通関係法令によるほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 速度は時速8キロメートルをこえないこと
- (2) 追越しをしないこと
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと

第9条 (遵守事項)

前条のほかに利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火気を使用しないこと
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等は各所定の容器に入れること
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと

- (5) 場内において宿泊しないこと
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所においておこなうこと
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること
- (8) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両を離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクには施錠して盗難に備えること
- (9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

第10条 (入庫拒否)

当社は駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき
- (3) いちじるしい騒音や臭気を発するとき
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁を出したり、こぼすおそれがあるとき
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき

第11条 (出庫拒否)

当社は次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することがある。

- (1) 利用者が正当な理由なく入出庫時間整理票を返納しないとき
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金、又は必要数の回数駐車券を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき

第3章 駐車料金及び算定等

第12条 (駐車料金)

駐車料金は、一車両につき次のとおりとする。

(消費税込み)

時 間 区 分	料 金 の 額
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる) につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる) につき 金 円

第13条 (駐車時間)

駐車料金を算出するための駐車時間（以下「駐車時間」という）は、入庫のとき入出庫時間整理票に記載した時刻から出庫のとき同票に記載した時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金を計算する。

第14条 (定期駐車券)

定期駐車券を発行する場合には利用者と当社との間において定期駐車契約を締結する。ただし定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 料金 (消費税別)

種類	有効時間	通用期間	料金
全日定期 駐車券	午前0時から午後12時まで	1ヵ月	円
昼間定期 駐車券	午前8時から午後8時まで	1ヵ月	円
夜間定期 駐車券	午後6時から翌日午前8時まで	1ヵ月	円

(2) 定期駐車契約車

- 1 駐車場が満車であるときは、定期駐車券を持っている利用者でも駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- 2 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を当社に持参するか、会社の指定人に支払うこと。
- 3 定期駐車券を持っている利用者がその有効時間又は通用時間を越えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第12条の規定による。
- 4 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納し、月の途中解約の場合は既納の駐車料金は払戻ししない。
- 5 定期駐車券利用者が登録票記載の自動車を変更しようとする場合は、所定の登録変更届を事前に提出し、承認を得なければならない。

第15条 (回数駐車券)

1 回数駐車券を次のとおり発行する。 (消費税別)

種類	枚数	金額
回数駐車券	11枚	円
	55枚	円

2 回数駐車券の代金は、引渡しの際收受する。

第16条 (不正利用に対する割増金)

利用者が、駐車場出口管理書において、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を收受する。

2 利用者が定期駐車券について次の方法により、不正使用した場合は、その定期駐車券を無効として回収し、所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を收受する。

(イ) 他の車両の定期駐車券を利用した場合

(ロ) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

(ハ) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第17条 (料金の払戻等)

回数駐車券及び定期駐車券の料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。

2 第4条の規定により、営業休止をしたため、定期駐車券を所持する利用者が駐車することが出来なかった場合には、前頁の規定にかかわらず定期駐車券通用期間満了1月以内に限り、定期駐車料金の割戻しを行う。

第18条 (料金の改定)

駐車料金について公租公課の増減、社会情勢の変動、その他やむをえない理由により改定するときは、諸官庁に届け出て改定する。

第4章 保管責任及び損害賠償

第19条 (保管責任)

当社は、利用者に入出庫時間整理票を渡したときから同票を回収するときまで、車両の保管責任を負う。

2 当社は、出庫の際入出庫時間整理票と車両とを照合して車両を出庫させた場合、故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

第20条 (利用者に対する損害の賠償)

当社は、駐車中に発生した車両の盗難又は損傷については、当社に責任がある場合のみ賠償する。

第21条 (車両の積載物又は取付物に関する免責)

当社は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、一切賠償しない。

第22条 (車両又は利用者の損害に関する免責)

次のような当社の責任によらない理由によって生じた車両又は利用者の損害について当社は賠償しない。

- (1) 自然災害、その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 衝突、接触その他駐車場内における事故

第23条 (営業休止等による免責)

第4条に規定する措置を行ったときは利用者に損害があっても賠償をしない。ただし第17条2頁に定める場合を除く。

第24条 (利用者に対する損害賠償の請求)

当社は、利用者の過失により損害を受けたときは、その利用者に対して損害を請求する。

第5章 雑 則

第25条 (付帯業務)

駐車場内において営む有料業務は売店及び洗車場とする。

第26条 (この規程に定めのない事項)

この規程に定めてない事項については、関係法令の規定に従って処理する。

4 路外駐車場変更等の届出関係

(1) 届出の種類

① 路外駐車場の変更〔法第12条〕

駐車場管理者は、既に届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ駐車場が所在する市長に届け出なければなりません。

② 管理規程の変更〔法第13条〕

駐車場管理者は、既に届け出た事項を変更したときは、10日以内に駐車場が所在する市長に届け出なければなりません。

③ 路外駐車場休止、再開及び廃止〔法第14条〕

路外駐車場管理者は、届出駐車場を休止、再開又は廃止したときは、10日以内に駐車場が所在する市長に届け出なければなりません。

(2) 届出の事務手順

- ① 駐車場管理者は、必要書類を2部作成し、市の駐車場担当課へ提出してください。
- ② 担当者は、書類審査の上、受理印を押した書類1部を駐車場管理者にお返しします。
- ③ 担当者は、必要に応じて、現地確認を行います。

(3) 変更等届出に必要な書類一覧

変更等の内容	必要書類	添付書類
管理者の変更(名称変更を含む)	管理規程一部変更届	管理規程
管理者の住所等の変更	管理規程一部変更届	管理規程
駐車場の名称の変更	管理規程一部変更届	管理規程
法人管理者の代表者の変更及び代表者の住所変更	管理規程一部変更届	管理規程
駐車場の位置の変更 (町名地番変更によるもの)	路外駐車場設置変更届	
・規模 ・構造 ・設備 の変更	路外駐車場設置変更届	変更事項に係る図面及び指示されたもの
附帯業務の変更	管理規程一部変更届	管理規程
従業員の数の変更	路外駐車場設置変更届	
駐車料金の変更	管理規程一部変更届	管理規程
・供用時間 ・供用契約 ・省令で定められた事項 の変更	管理規程一部変更届	管理規程 定期(月極)契約の変更の場合は契約書
駐車場の休止	路外駐車場休止届	一部休止の場合は平面図
駐車場の再開	路外駐車場再開届	一部再開の場合は平面図
駐車場の廃止	路外駐車場廃止届	一部廃止の場合は平面図

※設置変更は法第12条、管理規程変更は法第13条、休止、再開、廃止は法第14条の規定に基づきます

第3 路外駐車場の構造及び設備の基準

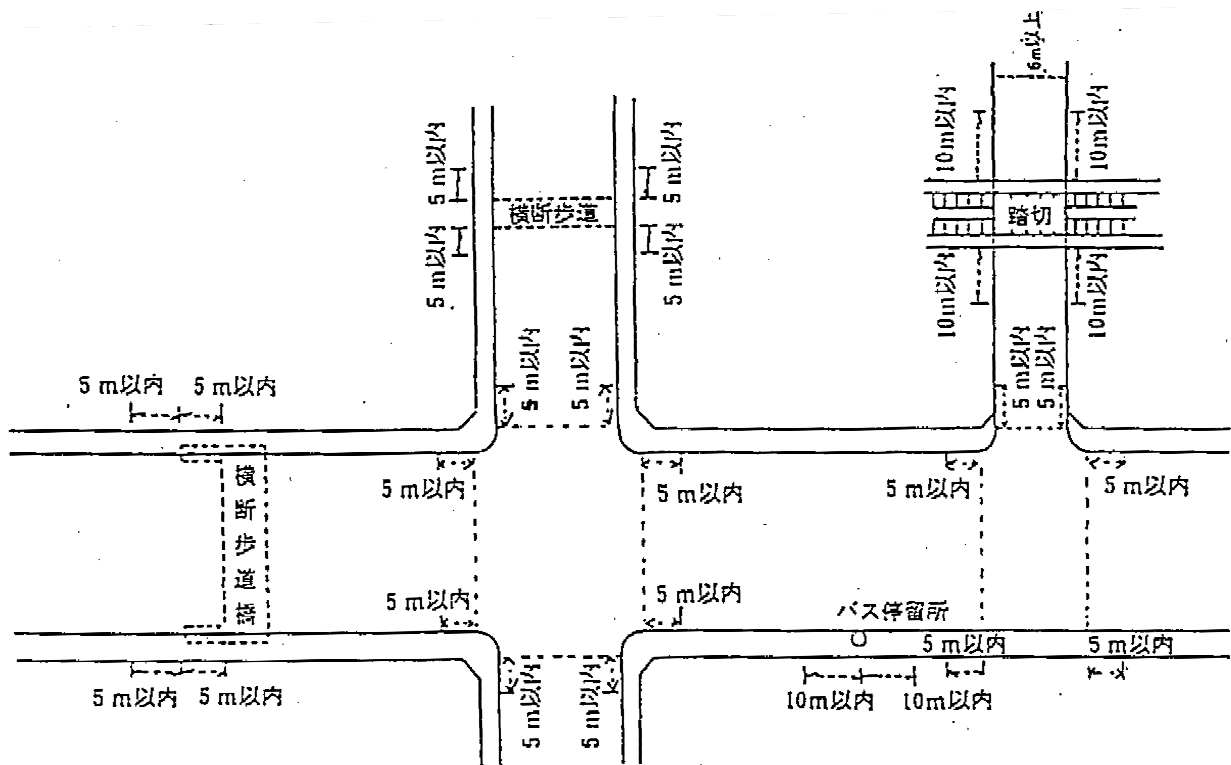
1 法規上、自動車の出口及び入口を設けることができない道路等の部分

路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の駐車場を設置する場合、駐車場法施行令（以下「令」という。）第7条の規定により、次に掲げる部分については、自動車の出口及び入口を設けることができないとされています。

① 道路交通法第44条に掲げる部分の道路

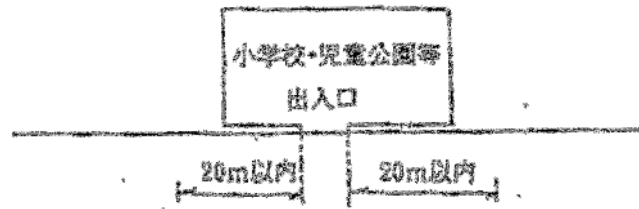
- ア 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- イ 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分
- ウ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
- エ 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
- オ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する標柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分
- カ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

(図例1)



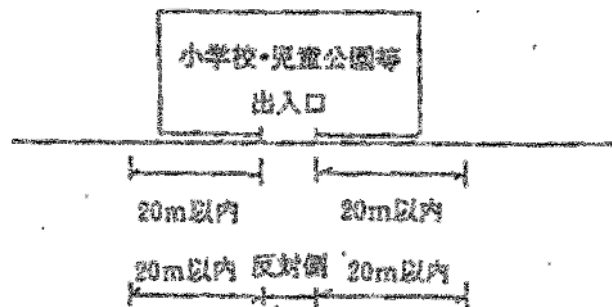
- ② 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5 m以内の道路の部分
（図例1）

- ③ 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、保育所、精神薄弱児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害時短期治療施設、児童公園、児童遊園若しくは児童館の出入口から20 m以内の道路の部分
（図例2）



なお、当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、車線が縁石又はさく等工作物により往復の方向別に分離されている道路以外の場合にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20 m以内の道路の部分を含む。

（図例3）



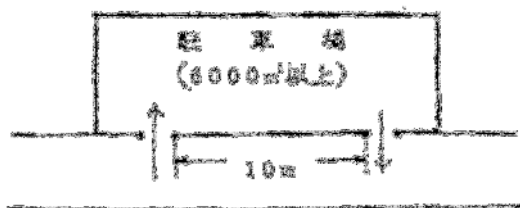
- ④ 陸橋の下、橋、トンネル、幅員が6 m未満の道路又は縦断勾配が10%を越える道路の部分
（図例1）

2 出口及び入口の構造に関する基準

- ① 前面道路が2以上ある場合は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。（歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときなど特別の理由があるときはこの限りでない。）

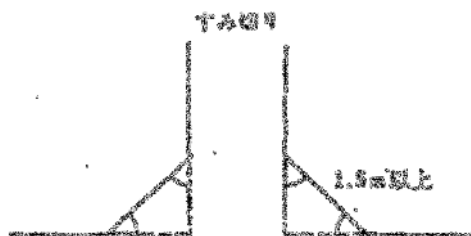
- ② 駐車の用に供する部分の面積が6,000 m^2 以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。

(図例 4)



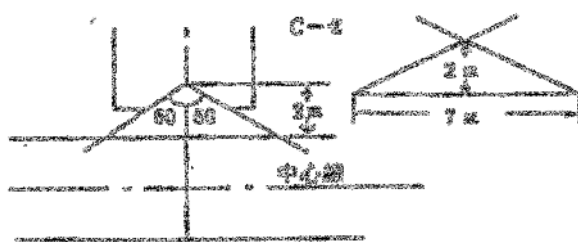
- ③ 出口及び入口において自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りを1.5m以上とする。

(図例 5)



- ④ 出口付近の構造は、当該出口から2m後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内で歩行者確認ができる。

(図例 6)



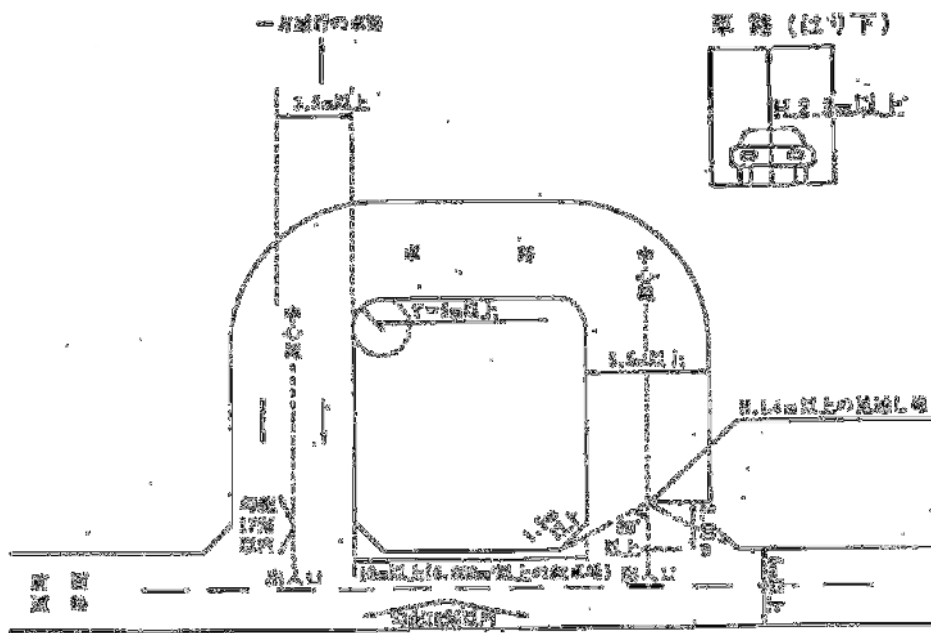
3 車路等の基準

- ① 車路は、幅員 5.5 m 以上（一方通行の場合は 3.5 m 以上）で自動車が円滑かつ安全に走行できるものでなければならない。

建築物である車路の構造は次の条件を充たす必要がある。

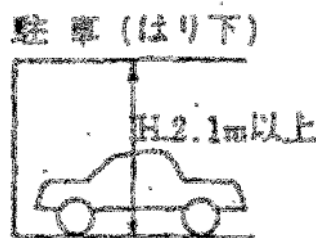
- ア はり下の高さ 2.3 m 以上であること
- イ 湾曲部は 5 m 以上の内のり半径で回転可能な構造であること
- ウ 傾斜部の縦断勾配は、1.7% 以下であること
- エ 傾斜部の路面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げる

(図例 7)



- ② 建築物である駐車場にあっては、駐車のために供する部分のはり下の高さが 2.1 m 以上であること

(図例 8)



- ③ 建築物である駐車場にあっては、避難階段又はこれに代わる設備を設けること

- ④ 建築物である駐車場に給油所等火災の危険のある施設を附置する場合は、防火区画を設けること
- ⑤ 建築物である駐車場にあつては、内部の空気を床面積 1 m^2 につき毎時 14 m^3 以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けること。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の $\frac{1}{10}$ 以上あるときはこの限りでない。
- ⑥ 建築物である駐車場にあつては、次の条件を充たす照明装置を設けること
- | | |
|---------------------|---------|
| ア 自動車の車路の路面 | 10ルクス以上 |
| イ 自動車の駐車の用に供する部分の床面 | 2ルクス以上 |
- ⑦ 建築物である駐車場にあつては、自動車の出入及び道路交通の安全確保のため必要な警報装置を設けること

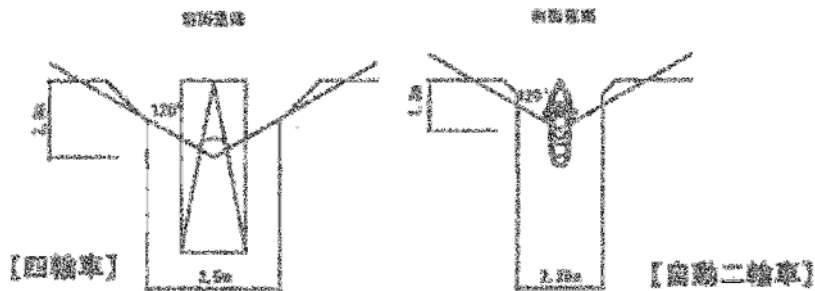
4 駐車区画

駐車区画の大きさは、駐車場法その他に特に定められてはいないが、自動車の大きさに、前後左右のクリアランス（空間）を加えた大きさとし、通常車体と柱、壁、隣の車体との間隔は30cm程度、ドアの開閉には60～80cm程度を必要とするとされている。

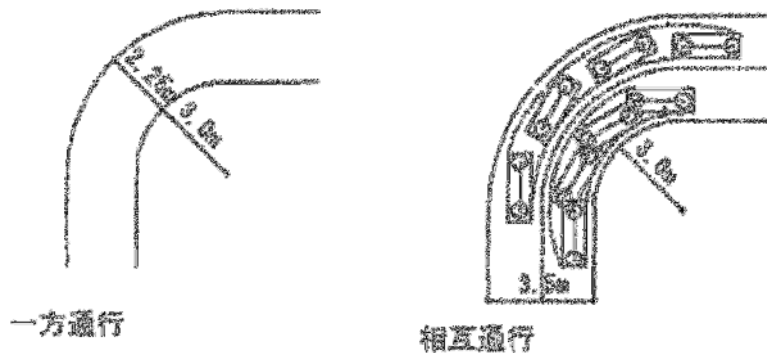
技術的基準について（法第 11 条）

自動二輪車専用駐車場又は駐車場のうち専ら自動二輪車の駐車のために供する部分の技術的基準として次の基準があります。（駐車場法施行令）

- ① 出口付近の構造は、当該出口から 1.3 m 後退した車路の中心線上 1.4 m の高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、歩行者の存在を認識できるようにすること



- ② 車路の幅員は 3.5 m 以上とすること
- ③ 一方通行の車路の幅員は 2.25 m 以上（ただし、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分にあっては、1.75 m 以上）とすること
- ④ 屈曲部では、自動二輪車を 3 m 以上の内のり半径で回転させることができる構造であること



お問い合わせ先

○姫路市 都市計画課

電話 079-221-2538

○都市計画課ホームページ

<http://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000003346.html>